

令和3年9月8日

児童虐待防止啓発チラシ、ポスターの作成について



埼玉県では、埼玉県警察、さいたま市と共同して、児童虐待防止啓発に係るチラシ、ポスターを作成し、県内の小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部）の児童及びその保護者に対してチラシを配布するとともに、ポスターを小学校等に掲示することで、児童虐待事案の抑止や子どもの被害防止を図っています。

なお、埼玉県、埼玉県警察、さいたま市の3者による児童虐待防止啓発のチラシ、ポスターの共同作成は初の試みです。

1 作成チラシ、ポスター

- 児童虐待防止啓発チラシ（A4判）
表面：児童向け（表題：ひとりじゃないよ！）
裏面：保護者向け（表題：保護者の皆様へ）
- 児童虐待防止啓発ポスター（A2判）
表面のみ：表題：ひとりじゃないよ！ ※チラシ表面と同内容

2 啓発内容

- 児童向け
「虐待」と感じた時は、大人に伝えていいこと
- 保護者向け
体罰の禁止及び児童虐待が子どもに与える影響

3 共同作成団体

- 埼玉県福祉部こども安全課
- 埼玉県警察本部生活安全部少年課
- さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課

4 配布対象

- 児童虐待防止啓発チラシ
埼玉県内の小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部）の児童に各1枚
- 児童虐待防止啓発ポスター

埼玉県内の小学校、義務教育学校、特別支援学校（小学部の児童がいる学校に限る。）に各2枚

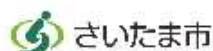
5 配布方法

各警察署員が管内小学校等へ持参の上、チラシについては各小学校等から児童へ配布し、家庭に持ち帰ってもらい保護者に手渡すことで家庭内の周知を図る。

6 配布開始日

本日から順次配布

チラシ表面、ポスター：児童向け



保護者の皆様へ

体罰は禁止です

令和2年4月1日に「児童虐待の防止等に関する法律」が一部改正され、保護者による児童への体罰が禁止に

たとえ、親が「しつけ」のためだと思っても、子どもの心身にダメージを引き起こし、または、不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、**どんな軽いものであっても「体罰」**に当たります。

体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、叩かれたり、怒鳴られた恐怖心によって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。

子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達などに悪影響を及ぼしてしまう可能性があり、子どもの健やかな成長、発達において体罰は必要ありません。



見せていませんか？ 夫婦間の暴力や暴言

子どもの見ている前での、夫婦間の暴力や暴言は心理的虐待に当たります。子どもが直接暴力や暴言を受けていなくても、子どもは強いストレスを感じています。



虐待は子どもの成長に重大な影響を与える行為です

身体への影響

外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。

愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全になることもあります。



心理への影響

他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど、対人関係における問題が生じたり、攻撃的・衝撃的な行動をとったり、多動などの症状が現れたりすることがあります。



学習知的発達面への影響

安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があり、そのためにもととの能力と比べて知的な発達が十分得られないことがあります。



「虐待かも…」と思ったら、
児童相談所虐待対応ダイヤル

いち はや く
☎ 1 8 9 へ